

日教組香川 2022. 3



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

平和を求める人類最大の祈いを

The Knotted Gun 発射不能の銃

@国連本部広場 カール・フレデリック・ロイテルスワルト作品



あらゆる戦争や軍事的行為等を許さない

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する一日教組書記長談話 — 2022年02月25日

2月24日、ロシアはウクライナに軍事侵攻を開始した。ロシアは親ロシア派武装勢力が実効支配しているウクライナ東部地域の住民を守るためとしているが、すでに戦禍はウクライナ全土に広がり、軍事施設への攻撃にとどまらず、民間人の犠牲者も出ていると報道されている。ウ

クライナ東部地域の独立承認や軍事侵攻等の行為はウクライナ領土と主権を侵害し、国際秩序を乱し、平和的解決を義務付ける国際法に著しく反するものである。◆軍事的行為はいかなる理由があるうとも、許すことはできない。今回のロシア、プーチン政権のウクライナ侵攻に対して

強く抗議し、即時撤退とともに戦禍がこれ以上拡大しないよう、ロシア政府に平和的手段による問題解決を望む。◆戦争は最大の人権侵害である。ロシア国防相は「民間人は脅かさない」としていたものの、多くのウクライナの人々は国外へ脱出を始

(2面につづく)

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない 全国で一番なかまの多い日教組香川へ



日教組香川HPへ

2.4 県教委との折衝

職場復帰プログラム、勤務校以外での実施を要望

1月27日(木)、日教組香川と香川県教育委員会との年度末人事異動等に関する交渉は、急激なコロナ拡大のため中止になり、提出していた要求書に対しての文書回答を得ました。

そこで、2月3日(木)、その文書回答に対して、県教委と折衝しました。日教組香川からは嶋村委員長、県教委からは原田義務教育課長と福田主任管理主事が出席しました。以下、その報告です。

教職員調査票の裏面に記入する欄を設け、より一層、個人の状況の把握に努めている

日教組香川「回答にある『本人の事情等も考慮』とあるが具体的には何を考慮するか」

県教委「一人ひとりの仕事や家庭、育児、介護の状況等、教職員調査票や人事面接を通して聞く機会を設けている」

日教組香川「育児、介護に関わる事情は、十分に考量されると考えていいか」

県教委「総合的に考慮している」

日教組香川「個人の健康状態についても、ストレスチェックの結果等、十分に考慮されると考えていいか」

県教委「個人の健康状態を考慮するだけでなく、令和2年度以降、教職員調査票の裏面に、現在の職場や、一身上あるいは家族等のことで申告しておきたいことがあれば記入する欄を設け、より一層、個人の状況の把握に努めている」

日教組香川「今年度の人事異動の特色は？」

県教委「人事異動の基本的な考え方にあるとおり、小・中学校における連携促進や、小学校高学年の専科指導の充実等を図りたいと考えている。また、採用後10年間程度は、積極的に地域間人事交流を行うこととし、複数の勤務校だけでなく、複数の地域において勤務することを原則とすることとした。地域間人事交流においては、本人が主たる勤務地域と考える地域と異なる勤務地域への新規採用教職員としての配置は、異なる地域の勤務を経験したものとみなすこととした」

日教組香川「原則として、同一校勤務3年以上の者を人事異動の対象とする」とあるが、希望があれば、1年や2年での異動もあると考えていいか」

県教委「学校の運営体制の充実とともに、一人一人の教職員の職能成長や学校の活性化のための適正配置が基本であり、本人の希望も考慮しながら、市町教委の意向とあわせて総合的に考えている」

日教組香川「同一校勤務10年以上の場合は、必ず異動対象になるのか」

県教委「同一校勤務10年に達した者については、原則対象になる」

教職員調査票の周知の時期等を見直してまいりたい

日教組香川「今回の教職員調査票の配付から提出まで、どのような日程で、誰に対して、どのような説明を行ったのか説明してほしい」

県教委「教職員調査票については、令和3年度も、様式や提出日程については、義務教育課長から11月2日に市町教育長あて文書を発出するとともに、教職員調査票配布時に、各教育事務所から各市町教育委員会教育長にも重ねて説明を行い、校長会等での周知を依頼している。それをふまえて、各地区の校長会で説明がなされていると把握している。令和3年度は、東部管内は11月上旬の地区校長会で、西部管内は12月上旬の地区校長会で、それぞれ教職員調査票の様式の変更点や提出の要領について周知、説明している。スケジュールの関係で周知内容の把握が遅くなった学校が一部あったということは承知している。今後、周知の時期等を見直してまいりたい」

日教組香川「多くの教職員が、なぜ昨年から、職員調査票の提出が早まったのか知らない。県教委は、その意図を末端まで届くよう、早めに段取りをしてほしい」

管理職の適格者とは、学校経営能力、人権尊重の視点に立った学校づくり、学校全体で子ども一人ひとりを見られること

日教組香川「改めて適格者とはどんな基準なのか」

県教委「適格者とは、人格が高潔で、教育の識見ある、学校経営能力もあることだ」「人権尊重の視点に立った学校づくりを進められることだ」「特別支援教育の

(1面のつづき)

めており、基本的な人権や生存する権利等が脅かされている。国際人権・人道法、特にジュネーブ条約は民間人や民間施設を攻撃することを禁じている。在留邦人をはじめウクライナに暮らすすべての人、特に子どもたちが1日も早く笑顔で生活できる日常を取り戻すことを切に願う◆このような中、一部の政治家は「自国

は自国で守るというスタンスがなければ、日本もウクライナと同じようなことになる」とし、憲法9条の改憲議論に拍車をかけようとしている。しかし、「武力で平和はつくれない」ことはイラクやアフガニスタンの現状をみれば明らかであり、日本政府は、人道的支援を行うとともに事態打開にむけて対話による外交的解決がはかられるように働きかけていく

べきである。さらに核兵器の使用をほのめかしているロシアに対して、唯一の戦争被爆国として、強く自制を求めていくべきである◆日本教職員組合は「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンのもと、ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、平和を望む多くの広範な市民と連帯し、今後あらゆる戦争や軍事的行為等を許さないとりくみをすすめていく。

視点で、学校全体で子ども一人ひとりを見られることだ」

個々の勤務時間を把握、県としても、まずは全体の状況把握に努めたい

日教組香川「改めて、教職員の働き方改革プランの最終目標は、時間外勤務0時間でいいか」

県教委「そうである」

日教組香川「校長、教頭が虚偽の記録をさせた場合、また虚偽報告をした場合は、懲戒処分の対象でいいか」

県教委「そうである」

日教組香川「市町を越えた人事異動者の時間把握のためにも、県が勤務時間を客観的に把握するべきではないか」

県教委「個々の勤務時間を把握するのは、教職員の服務を監督する市町教育委員会である。働き方改革を推進するに当たり、県としても、まずは全体の状況把握に努めたい」

日教組香川「日教組香川として、香小中研の活動が、長時間労働の要因となっていると考えている。

自主的研究団体の香小中研が、業務を圧迫しているはおかしい。研修は教育委員会と学校現場が責任をもってやるべきで、香小中研に任せるべきではない。あくまで自主的研究団体の香小中研の活動は勤務時間外で行うべきではないか」

県教委「香小中研が研修の一部を担ってきたことは事実である。歴史的に、香小中研がこれまで本県の教育力向上を支えてきたことは否定しないが、働き方改革を進める中で、香小中研の副作用が大きくなってきていると考える。教職員の働き方改革プランでもその弊害を書かせていただいた。また、香小中研の役員の方と話もさせていただき、課題は共有したつもりだ。今後は、香小中研での論議に任せたい。」

人事委員会報告における勤務時間関係資料について協議をしている

日教組香川「11月29日の県議会、総務委員会で、米田県議が「教職員等の超過勤務時間について」質問した。それに対して、県人事委員会事務局長が、「超過勤務時間と時間外在校等時間とは、定義が異なるものであり、同一に取り扱うことは困難と考えているが、報告の中での取り扱いについては、今後も教育委員会とも相談しながら、検討していきたい。」と答弁した。超過勤務時間と時間外在校等時間は同様に扱うべきであると思うが県教委としての見解はあるか」

県教委「今、時間外在校等時間という概念が浸透しつつあり、県教委も把握に務めているところだ。県人事委員会とは、この間、人事委員会報告における勤務時間関係資料について協議をしている。引き続き協議していきたい」

日教組香川「来年度、県人事委員会の報告書には、時間外在校等時間を記載するよう、県人事委員会と協議をしてほしい」

職員会議の廃止を推奨しているものではない

日教組香川「県教委が出している「学校の働き方改革取り組み事例 5」【職員会議の廃止と教育計画のデータ化】で、職員会議の廃止がある。県教委は、職員会議の廃止を推奨しているのか」

県教委「職員会議の廃止を推奨しているものではない。あくまで一例で、それぞれの実態によって参考にしてほしい」

日教組香川「文科省「令和3年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」に対する県教委のコメントはあるか」

県教委「依然として、学校の働き方改革がなかなか進まない状況ではあるが、引き続き働き方改革の推進に取り組んでいきたい」

勤務校以外での復帰支援プログラム、事情による特例扱いになる

日教組香川「前回の交渉で、勤務校以外での復帰支援プログラムができると答弁があった。その確認をしたい」

県教委「直ちに勤務校以外での復帰支援プログラムができるわけではない。事情による特例扱いになる。勤務校での復帰支援プログラムが、副次的に周囲の理解を促進することにもなる」

日教組香川「主治医も診断で「勤務校以外での復帰支援プログラムが望ましい」場合は、勤務校以外でできる体制をつくってほしい」

教育事務所、要求書に回答

急激なコロナ感染症拡大のため東部教育事務所および西部教育事務所との年度末人事異動等に関する交渉が中止になりました。

そこで、2月9日に東部教育事務所から、2月10日に西部教育事務所から、要求書に関しての文書回答を得ましたので以下、その報告します。

日教組香川「人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。そのため、本人の希望を十分に尊重すること」

東部教育事務所「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針や基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

西部教育事務所「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町（学校組合）教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「教職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告を確実に把握するとともに、希望に添える人事異動になるよう努力すること。また、各教育事務所にも教職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告を確実に把握し、希望に添える人事異動になるよう周知すること」

東部教育事務所「○義務教育課と両教育事務所で、教

職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告については、把握及び対応の方法を共有している。○人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

西部教育事務所「○各教育事務所と、教職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告については、把握及び対応の方法を共有している。○人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町（学校組合）教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「教育諸問題の解決のため、管理職には、以下の条件を備えた人材を登用、配置すること。人物・識見・経営能力等に優れていること。職員との信頼関係を構築できること。労務管理等のマネジメント能力があること。人権・同和教育の実践と人権感覚が卓越してあること。インクルーシブ教育を推進する感覚が卓越してあること。ハラスメントに対して管理職として適切な対応ができること」

東部教育事務所「要望の趣旨は伝える」

西部教育事務所「適格者の登用に努めている」

日教組香川「再任用に関して以下の点を考慮すること。

希望する定年退職者を、原則すべて再任用教職員として採用すること。再任用教職員の配置に関しては、本人の希望や、能力や経験が活かせる職務への配置を行うこと。再任用教職員の処遇の改善を行うこと」

東部教育事務所「要望の趣旨は伝える」

西部教育事務所「再任用制度実施要領等に基づき、適切に実施している」

日教組香川「人権・同和教育、いじめ、不登校問題、インクルーシブ教育、特別支援教育、帰国子女教育、外国につながる子等の指導充実のため適切な人事配置を行うこと」

東部教育事務所「要望の趣旨は伝える」

西部教育事務所「各学校の課題解決が図られるよう、市町（学校組合）教育委員会との連携を密にし、その意見を踏まえた人事配置に努めている」

日教組香川「文科省「令和元年度公立学校教職員人事行政状況調査結果等に係る留意事項について（通知）」

（4月9日発出）に基づき、学校における働き方改革、労働安全衛生対策の一層の推進・管理体制の充実を図ること。特に、以下の点を行うこと。勤務時間管理の徹底をはじめとする学校における働き方改革の取組の推進

東部教育事務所「○平成30年に策定した「教職員の働き方改革プラン」は令和2年度で計画期間を終えたが、働き方改革の推進については、この度策定された第4期香川県教育基本計画において、重点項目である「安全・安心で、魅力あふれる学校づくり」の達成に向けた取組みとして「学校における働き方改革の推進」を盛り込んでおり、今後は本計画に基づき、引き続き、教職員の長期間勤務の解消に向けて取り組むとともに、市町教育委員会等における取組みに対して、適宜、支援等を行っていく。○勤務時間を把握するのは、教

職員のサービスを監督する市町教育委員会である。○県教育委員会では、教職員のメンタルヘルス対策について、市町教育委員会や各学校と連携しながら、教職員互助会や、公立学校共済組合と協力し総合的な取り組みを行っている」

西部教育事務所「○平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」は令和2年度で計画期間を終えたが、働き方改革の推進については、この度策定された第4期香川県教育基本計画において、重点項目である「安全・安心で、魅力あふれる学校づくり」の達成に向けた取組みとして「学校における働き方改革の推進」を盛り込んでおり、今後は本計画に基づき、引き続き、教職員の長期間勤務の解消に向けて取り組むとともに、市町（学校組合）教育委員会等における取組みに対して、適宜、支援等を行っていく。○勤務時間を把握するのは、教職員のサービスを監督する市町（学校組合）教育委員会であるが、県においても状況把握に努めているところである。○県教育委員会では、教職員のメンタルヘルス対策について、市町（学校組合）教育委員会や各学校と連携しながら、教職員互助会や、公立学校共済組合と協力し総合的な取り組みを行っている」

日教組香川「学校現場でのハラスメントが起こらないように、また起こった後迅速に解決できるよう管理職や市町教育委員会への研修等を充実させること」

東部教育事務所「○県教育センターで実施する教職員研修やオンライン研修サイトにおいて、ハラスメント問題全体について扱っている。○ハラスメントに関する問題が生じた場合は、管理職等の管理監督者が、市町教委との連携のもと、調査を含め適切に対応していると認識している。

また、県教委は、これまでもハラスメントに関する調査が報告されれば、これまでも適切な対応をするよう努めてきた。

いずれにしても、ハラスメントは初動対応が大事であり、まずは管理監督者が適切に対応するよう、引き続き指導してまいりたい」

西部教育事務所「○県教育センターで実施する教職員研修において、ハラスメントの防止に関しては、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅱ、20年経験者研修の講話・演習「教育法規」の中で、「体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等」として扱っている。また、職務研修においては、新任教頭研修会の講話「新任教頭に期待する」の中で、ハラスメント問題全体について扱っている。○県教育センターのオンライン研修サイトにおいて、研修教材「ハラスメントのない快適な職場づくり（香川県教育委員会）」を掲載している。○ハラスメントに関する問題が生じた場合は、管理職等の管理監督者が、市町教委との連携のもと、調査を含め適切に対応していると認識している。

また、県教委は、これまでもハラスメントに関する調査が報告されれば、これまでも適切な対応をするよう努めてきた。

いずれにしても、ハラスメントは初動対応が大事であり、まずは管理監督者が適切に対応するよう、引き続き指導してまいりたい」

日教組、文科省と協議

文科省、勤務時間全体の管理を適正に行う

文科省は、「令和3年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（21年12月24日）を発売したのち、「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査等に係る留意事項について」（22年1月28日）を発売しました。

日教組はそれを受け、2月2日、時間外在校等時間が過労死ラインを超えている実態や、虚偽記載や過少申告の実態について、文科省協議を行いましたのでお知らせします。

また、日教組は引き続き、現場実態をふまえながら、文科省協議・国会対策にとりくみます。

1. 「令和3年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」について

①各校種において、時間外在校等時間が上限時間に収まらず、過労死ライン越えもある中で、教職員のいのちと健康を守るため、時間外勤務時間の縮減のための今後の対策について。

【日教組】「○日教組21Web調査の結果を示し、持ち帰りや休日の業務についての実態を示した。○上限45時間に収めるために、定時になったら帰宅を促されるため、残った仕事の持ち帰りや休日出勤など、現場では苦しい状況も起こっている。○今回の文科省調査で都道府県の時間外勤務時間調査の結果が示されているが、ある教委では特定の学校の結果だけを抽出して報告し、それ以外の学校は全く勤務時間管理がされていないと聞いている。結果に実態が伴っていないが、これで判断するのか。○80時間越えについては、もはや労基法違反どころではなく過労死ラインである。これについて文科省はどういう見解を持っているか」

【文科省】「○文科省としては勤務時間全体の管理を適正に行い、それをふまえて業務の縮減の方策や実効性の高いとりくみをすすめることを各教育委員会に伝えている。指針の公示以降、文科省から各教委に対して、働き方改革のとりくみをすすめることや勤務時間の管理の徹底について、逐次案内をしている。また、毎年、各都道府県・指定都市の人事管理担当者の研修でも、学校における働き方改革は極めて重要である旨は周知している。○文科省通知で「状況が改善している」との記載については、経年比較でその割合が徐々に改善してきているためそう標記した。しかし、指摘のように、長時間労働をしている教員がまだいるということは、文科省としても引き続き、働き方改革にとりくんでいかなければならない重要なポイントだと思っている。上限時間の管理だけではなくて、文科省として引き続き現場に対する様々な支援をしながら、いろいろな方法で働き方改革にとりくんでいきたいと考えている」

②在校等時間の把握について、虚偽記載や過少申告の実態が組合員より報告されている。指針にもとづく在校等時間の把握が確実にされるための対策について。

【日教組】「○虚偽記載・改ざんの実態について、組合員からの情報を伝えるとともに、青年部アンケートの結果から、長時間勤務が続いていることの大変さや、その中でも完璧にしなければという重圧に苦しみ、疲れ切っている様子などを訴えた。○週当たりの正規の勤務時間38時間45分に対して62時間56分という、約1.6倍の仕事を手を毎日こなしている状況になっている。この過少申告や虚偽記載について、文科省としてどう考えるか」

【文科省】「○そもそも、客観的な勤務実態の把握は、働き方改革をすすめるうえで必要不可欠なスタートラインである。労働法制上も公立学校含めて客観的な勤務時間の把握は明確な義務である。○文科省としては、勤務時間管理の考え方や、虚偽の記録を残すことが当然あってはならないということは、改正給特法にもとづく指針の中でも示している。また、Q&A集の中でも、万が一校長などが虚偽の記録を残させるようなことがあった場合については、状況によっては信用失墜行為として処分の対象にもなりうるということを示しており、その旨は、先ほどの研修の場や通知の中でも逐次各教育委員会に対して周知している。○文科省からも各都道府県・政令市の人事管理担当者に直接趣旨を周知していきたい。引き続き、様々な機会の中で、指針の趣旨や客観的な勤務時間の把握の重要性を周知徹底していきたい」

2. 協議記載や過少報告への対策について

【日教組】「○文科省通知の中に、上限45時間を守るという表現がたびたび出てくる。業務削減自体は全くすすんでいない中で、実態把握と言いながら、45時間を守るという文言で、管理職・教育委員会は数字をどう45時間に収めるかということばかりに必死になっているというのが実態である。そのため、先ほどのような虚偽記載や過少申告が出てきているという実態がある。虚偽記載が、学校の中でも当たり前になりつつある。そのような背景がある中で、学校現場の実態が全く変わっていないのに、数字だけが減ってきたから効果があると判断されるのは、現場としては遺憾である。その点に関しては、何か策はないのか。周知徹底だけで終わるのか。○現場では、まったく状況が変わっていないので、どこかで教委や管理職が処分されない限り、変化はないんじゃないかという意見もある。この実態をどのように考えるか」

【文科省】「○この話は、極めて重要な指摘であると考えている。まず、勤務時間管理は、労働法制上も必要にとりくみである。上限指針の中でも、あくまで勤務時間

を管理したうえで、その結果をふまえて業務の見直しや、適切な環境整備にとりくむことが重要であるということが示されている。まず指針の趣旨をサービス監督権者である教育委員会が認識をして、しっかりとりくんでいくということが重要。その趣旨を、人事管理担当者にはこちらからも伝えていきたい」

3. 部活動の好事例について

【日教組】「〇ある自治体から、記載されている内容が事実ではないという指摘があった」

【文科省】「この事例はいただいた事例から、当然自治体とどういう出し方をするかというのは調整しながら出しているものではあるが、ご指摘のように全部の部活動に入っているわけではないということであれば、このあたりの文言で誤解を与えることになっていると思われる。この辺は、自治体と確認しながらどう対応していくか考えていきたいと思うので、一旦受け取らせてもらう」

4. 2022年度に予定されている「教員勤務実態調査」について

【日教組】「〇規模や時期は、前回同様に持ち帰り時間も調べるのかなど現在わかる範囲で情報提供いただきたい。現場にとっては、大変重要な調査なので、現場の実態を丁寧に把握していただきたい」

【文科省】〇勤務実態調査はする方向だが詳細は、検討中である。確定情報としてのお知らせは難しいが、①最近の勤務実態を把握する②前回との比較ができるようにする③H28以降、学校の働き方改革の推進で、文科省、自治体、学校がすすめてきたとりくみの効果と勤務時間との相関、効果を検証する。大きく分けてこの3点をふまえてやっていく。前回比較の観点で、10月・11月実施は必要だと考えている。退勤した後の時間も比較の対象となる。また、在校等時間という概念との絡みも含めて調査する」

古賀 こが ちかげ

子ども 暮らし 平和



メッセージ

今年の3月3日には水平社宣言から100年を迎えます。人権が尊重される社会の実現のためには、私たち自身が内なる差別に向きあう必要があります。私は30年間教員として子どもたちと接するなかで、さまざまな境遇に置かれている子どもたちとも出会いました。子どもたちが笑顔で通う学校にしたいと強く感じたのが私の原点です。子どもの権利条約の具現化を通じ、すべての子どもの教育を受ける権利が保障されるインクルーシブな学校をつくっていくとともに、教職員が一人ひとりの子どもたちと向きあい、寄り添っていくための教育環境整備にとりくんでまいります。

子ども、暮らし、平和

☆ 古賀ちかげのプロフィール

- 1966年 福岡県久留米市生まれ高校卒業まで久留米で育つ
- 1989年 熊本大学教育学部音楽科を卒業し福岡県内の小中学校で教職に就く
- 2003年 福岡県教職員組合講師連絡会メンバー・結成準備世話人として臨時採用教職員の組合結成にむけとりくむ
- 2005年 福岡県教職員組合臨時採用教職員部が発足
- 2009年 福岡県教職員組合臨時採用教職員部長
- 2012年 福岡県教職員組合朝倉支部執行委員
- 2018年 日本教職員組合専門委員
- 2020年 日本教職員組合特別執行委員

国会に現場教職員を送ろう

教育実践講座 II

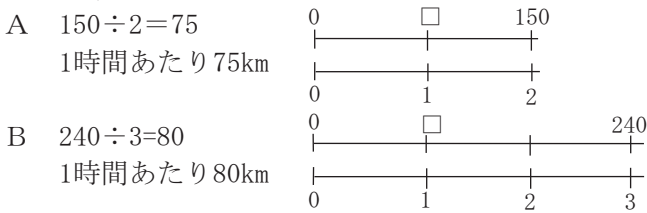
授業で使える小技や小ねた

石原清貴(元小学校教員)

・速度はかけわり図で

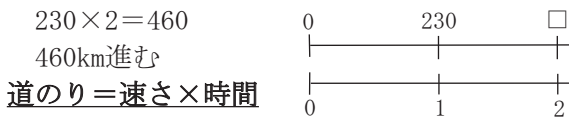
5年生の3学期に速度の勉強があります。あまりにも教える時間数が少ないためにたくさんの子が分からないままになっているのが現実です。教科書は相も変わらず公式主義と2重数直線で分からせようとしています。しかし、なかなか子どもたちの理解ははかどりません。

問題 Aの自動車は150kmを2時間で進み、Bの自動車は240kmを3時間で進みました。どちらの自動車か速いですか

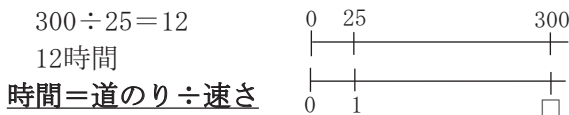


速さ=道のり÷時間

問題 時速230kmで走る新幹線が2時間では何km進む



問題 台風が時速25kmで進んでいます。300km進むのにかかる時間は?



実は2重数直線図は演算決定にはさほど役に立ちません。例えば時間を求める計算は $300 \div 25$ ですが、この図から割算であると考えの手立てがないのです。

このような問題を「簡易かけわり図」で表すと下の図のようになります。

問題 分速40mで歩いている人が3分間に進む距離は何m?

- ・分速というのは1分あたりに進む距離のことです。
- ・その人が3分間進むわけですから 40×3 の計算をすれば全体の距離120mが求められます。これが基本となる図です。

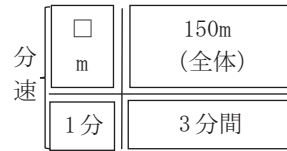
分速	40 m	□ m (全体)
	1分	3分間

問題 150mを3分間で歩く人の速さ(分速)を求めなさい

- ・1分あたりにどれだけ進むのかを求めます。

・そのためには全体150mをかかった時間3分で割ると求められます。

$150m \div 3分 = 50m/分$



石原清貴氏

・このような式の方が何を何で割って何を求めたのかよく分かります。が認められていません。そこで

$150 \div 3 = 50$
(m) (分) (m/分) と説明を下に書き込みます。

問題 分速40mで160m進みました。かかった時間はどれだけですか

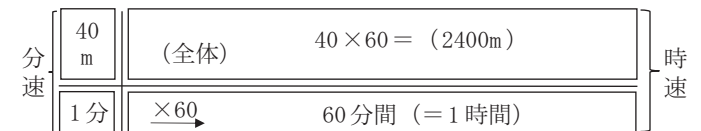
分速	40 m	160m (全体)
	1分	□分間

- ・この問題は160mの中に40mが何分間とれるのかという包含除の割算です。
- ・ですから $160 \div 40 = 4$ (m) (m/分) (分) となります。

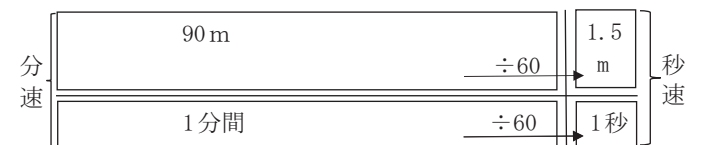
この図は速度問題の演算決定に役に立つだけでなく、速度の換算にも役に立ちます。

問題 分速40mは時速何mですか

$40 \times 60 = 2400$ (時速2400m)



問題 分速90mは秒速何mですか



教科書にない図なので使いにくいかもしれませんが。しかし、説明する際には有効です。子どもにとって分かりやすいのであれば使ってもいいかなと思います。また、ここで書いた名数式は嫌がられます。しかし式の数値が何を表しているのかを示すために式の下に単位を書き足すことは問題ありません。

$15 \div 3 = 5$
(個) (人) 1人()個

気もちよく安心して働けていますか？

電話相談会

人事異動相談もしています

相談には臨床心理士が
あたります！



2022年3月17日(木) 18:30~20:00

パワハラ、セクハラ、マタハラなど、職場の人間関係で気になることなど、お気軽にご相談ください。日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます!!

新型コロナウイルス感染症対策のため、JTR-カフェは当分 **お休み** させていただきます

☎ フリーダイヤル : 0120-27-5925

女性部 春の学習会&昼食会

日時 3月26日(土) 13:00~15:00

場所 マリンパレスさぬき

内容 ●リポート交流

「教育実習生がもった疑問点」

嶋村美波さん 現役大学4年生(4月から社会人)

「気づいていないストレスに注意」

嶋村京子さん 現役教員(3月末退職、4月から無職)

●フリートーク



※人数制限があります。できるだけ事前に参加予約して下さい。

※参加費無料(但し、未組合員は資料代500円いただきます)